

特許庁委託事業

ASEAN 諸国（ラオス、カンボジア、ブル ネイ、ミャンマー）の税関における知財 関連法規・運用実態に関する調査

2018年12月

日本貿易振興機構（JETRO）
バンコク事務所 知的財産部

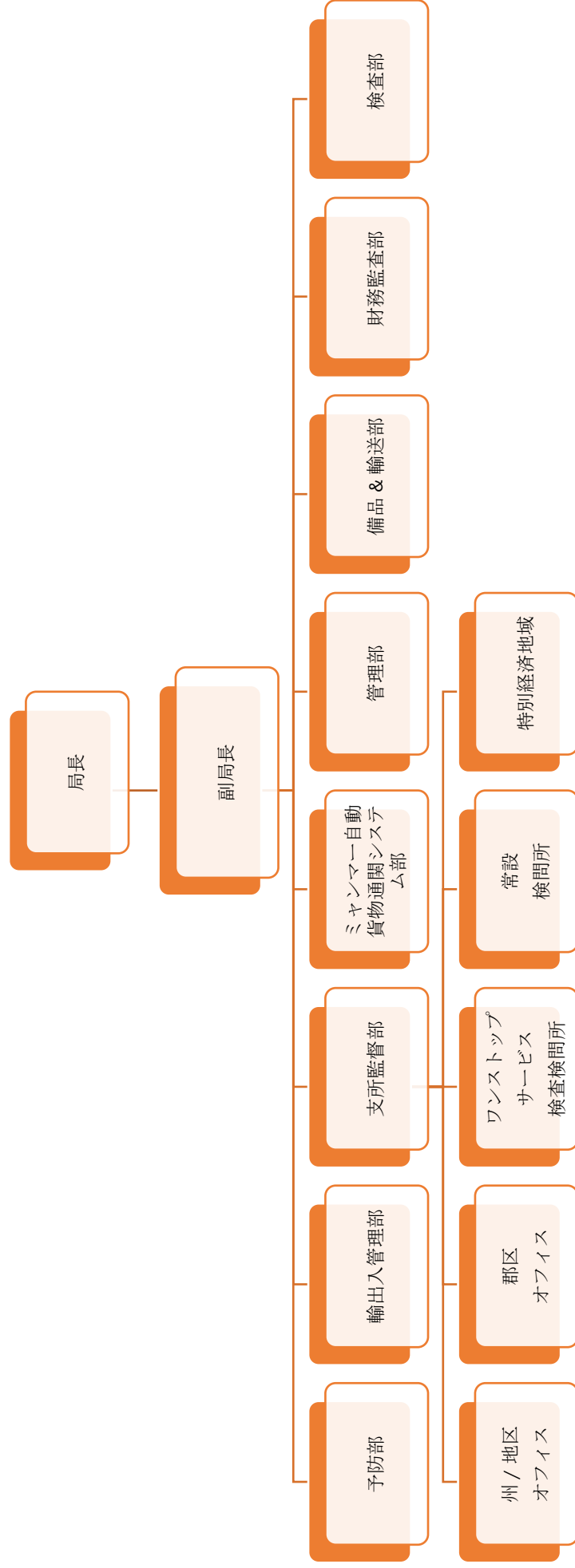
5. ミャンマー

5.1 ミャンマー税関の組織体制

5.1.1 ミャンマー税関の業務内容及び組織体制

ミャンマー税関局(MCD: Myanmar Customs Department)は、計画財務省に管轄される政府当局である。ミャンマー税関(MCD)は、1700年代の王朝の期間に設立され、イギリス及び日本による占領期間、重要な役割、すなわち、今日の国民民主連盟政府の下で、社会主義政府の役割、軍事政権の国家平和発展評議会の役割を果たしていた。現在のミャンマー税関局(MCD)の局長は、U Kyaw Htin 氏である。2人の副局長は、U Aung San Tun と、U Thein Swe 氏である。検査部のアシスタントディレクターである Daw Tin Tin Ay 氏によれば、知的財産権は現在、U Thein Swe 氏の下で交付されている。ミャンマー税関局(MCD)のウェブサイトを利用可能な情報によれば、現在 2,300 名のスタッフがミャンマー税関局(MCD)で働いている。

ミャンマー税関局(MCD)組織体制を次に示す。



出典: <http://www.myanmarcustoms.gov.mm/organizationandfunction.php>

貿易額の監督は、ミャンマー税関(MCD)の出張所の管轄の下で行われている。出張所は現在、次の場所に現在地を有している。

州／地区オフィス	郡区オフィス	ワンストップサービス 検査検問所	常設検問所	特別経済地域
<ul style="list-style-type: none"> • Kachin State • Kayah State • Karen State • Chin State • Sagaing Region • Thanintharyi Region • Bago Region • Magwe Region • Mandalay Region • Mon State • Rakhine State • Shan State • Ayeyarwaddy Region • Nay Pyi Taw Council 	<ul style="list-style-type: none"> • Myitkyinar • Bamaw • Loi Kaw • Hpa-An • Myawaddy • Hakha • Ta Mu • Monywa • Daewi • Myeik • Kaunt Thaung • Bago • Magwe • Mandalay • Mawlamyaing • Maung Taw • Sittwe • Kyaut Phyu • Yangon • Muse • Lashio • Taungyi • Kyaing Tone • Mine Sat • Tachilek • Pathein • Nay Pyi Taw 	<ul style="list-style-type: none"> • Kanpipe Tee • Lwol Jal • Myawaddy • Reed • Tamu • Htee Mee • Myeik • Maung Taung • Kaunt Thaung • Maung Taw • Sittwe • Muse • Chin Shwe Haw • Tachilek 	<ul style="list-style-type: none"> • Yay Pu • Mayan Chaung 	<ul style="list-style-type: none"> • Kyauk Phyu Special Economic Zone • Thilawa Special Economic Zone • Dawei Special Economic Zone

出典: ミャンマー税関(MCD)からの情報

ミャンマーの輸出額及び輸入額

ミャンマーの輸出額は2017年度末から2018年度末で、14,837百万米ドルに到達し、輸入額は18,685百万米ドルに到達した。同じ年度で、ミャンマーの総貿易額は33,522百万米ドルであった。

2012年から2018年4月までの輸出入額*

会計年度	輸出			輸入			貿易額		
	空路/海路	陸路	合計	空路/海路	陸路	合計	空路/海路	陸路	合計
2012-2013	6843	2134	8977	7830	1239	9069	14673	3373	18046
2013-2014	8443	2761	11204	11933	1827	13760	20375	4588	24963
2014-2015	8231	4293	12524	14139	2494	16633	22370	6787	29157
2015-2016	6588	4549	11137	13973	2605	16578	20561	7154	27715
2016-2017	7089	4910	11999	14344	2867	17211	21433	7777	29210
2017-2018	9347	5490	14837	15673	3012	18685	25019	8502	33521

単位: 百万米ドル

出典: <https://www.commerce.gov.mm/>, rounded up to the nearest whole number から得た図表

5.1.2 税関取締実績の統計データ

ミャンマー税関局(MCD)により知的財産権の行使に関する利用可能な包括的なデータは存在していない。2018年6月29日及び同年7月3日、ミャンマー税関(MCD)による情報から、ミャンマー税関(MCD)の内部手続により、ミャンマー税関(MCD)は毎3年毎にすべてのデータを廃棄し、それらは税関取締件数、税関差止の数量、又は差止められた製品の金銭的価値に関するデータを保持していないことが分かった。現在、知的財産権侵害に関するミャンマー税関取締措置は専ら商標権に基づいている。

ミャンマー税関局(MCD)、及び、知的財産権事件を取り扱う検査部のアシスタントディレクターである Daw Tin Tin Aye 氏による情報から、2018年1月から2018年6月の間で、ミャンマー税関局(MCD)により差止められた品目の金額に関する次の情報を得た。差止理由は公表されなかった。他の近年の統計は公表されていない。

2018年1月から2018年6月までのミャンマー税関局による差止められた品目の金額

No.	品目	金額 (MMK:ミャンマーチャット)
1.	Beer	0.72 million (approx. USD 600)
2.	Ammonia nitrate	3.69 million (approx. USD 3,075)
3.	Playing cards	1.25 million (approx. USD 1,042)
4.	Insecticides	8.69 million (approx. USD 7,242)
5.	Food products	56.47 million (approx. USD 47,075)
6.	Drinking water	9.78 million (approx. USD 8,153)
7.	Electronic cigarette liquid	6 million (approx. USD 5,000)
8.	Pesticides	198 million (approx. USD 165,000)
9.	Sparkling wine	10 million (approx. USD 8,333)
10.	Cosmetics	6.53 million (approx. USD 5,442)
11.	Accessories (purses, handbags, watches)	2.18 million (approx. USD 1,817)

出典: 2018年6月29日及び同年7月3日に取得したミャンマー税関からの情報

2018年1月から2018年6月までの間に差止められた品目の金額*

場所	Jan 2018	Feb 2018	Mar 2018	Apr 2018	May 2018	Jun 2018
ヤンゴン国際空港	28	91	137	78	39	3
港湾での留置	159	364	73	49	39	315
領域内での留置	33	22	2021	1713	1713	1420
総額	2680	3320	2378	1927	1791	1738
総事件数	463	305	355	320	313	150

* 単位: 百万チャット (million MMK.)

出典: <http://www.myanmarcustoms.gov.mm> から得られた表

5.2 ミャンマーにおける知的財産関連法規と税関

5.2.1 税関差止制度の概要

5.2.1.1 国境措置の根拠法令

- 2015年改正海上関税法によって改正された1878年海上関税法第18条
- 可決されれば法律になる、第20章の商標法案
- 可決されれば法律になる、第19章の著作権法案

現在、ミャンマーの国境措置の基礎となる具体的な法的規定はない。ミャンマー税関局(MCD)は、1878年海上関税法によって付与される広い権限に基づく。ミャンマー議会によって検討されている商標法案および著作権法案は、可決されればミャンマーでの国境措置の法的基盤を形成することになる。

2015年改正海上関税法によって改正された1878年海上関税法第18条は、以下の規定に基づき、輸入が禁止されている品目を列挙している。

第18条

ミャンマー連邦共和国には、陸上であろうと海上であろうと、次の条項に規定されている品物は持ち込むことができない。

- [削除];
- 偽造硬貨;または、現在のコインであると主張しているが、重量又は純度が規定された基準を満たしていない硬貨;
- 猥褻な本、パンフレット、文書、図面、絵画、表象、図形または記事;
- 偽造商標又はその他の既存の法律に適用される商品、偽の商品説明がされて輸入する商品;
- ミャンマー連邦共和国の国境を越えて製造または生産され、ミャンマー連邦共和国の製造業者、販売業者または貿易業者である者の名前または商標である、または名前または商標であることを宣言した商品
 - 名前または商標は、すべての用途について、ミャンマー連邦共和国の国境を越えた場所で製造または生産された商品の明確な表示を伴う。
 - その場所が置かれている国では、その名前または商標の文字と同じ言語及び文字で、大きくかつ目立つ文字で表示される。
- [削除];
- [削除]。

上記にもかかわらず、執筆時点で、ミャンマー議会は、商標法案、特許法案、著作権法及び意匠法案の4つの知的財産法案を検討中である。

2017年7月に立案された商標法案には、ミャンマー税関局(MCD)による差止命令の規定が含まれている。商標法案第20章の非公式英語翻訳は、以下の通りである。

第20章

税関局による商標権の保護

第66条 ミャンマー領域内に、偽造商標が付されていると主張する商品が輸入された、輸入されている、または輸入が計画されていることを疑う証拠があれば、規定に従い権利所有者は税関当局に商業流通経路に当該商品の入ることを差止める差止命令を申立てることができる。

第67条 (a) 税関当局は、

1. 第66条に基づく申立ての受理または拒絶について、申立ての受理日から30営業日を超えない適切な期間内に申立人に通知し、
2. 申立てを審査するために不可欠な情報が完全でない場合、通知書を発した日から10営業日以内に追加情報を提供することを申立人に要求する通知書を送付し、申立ての検討を延期し、
3. 申立てを受理する場合、申立人が保証金を提供することを規定することができ、

4. 申立てが拒絶される場合、その理由を明確に提供する。

(b) 第(a)項に基づく措置は、権利所有者がより短い期間を要求しない限り、6 月間有効である。

第 68 条 (a) 第 67 条に基づく申立てを受理した後、輸入品に偽造商標が付されていることを立証する証拠があれば、税関当局は当該輸入品が自由に商業流通経路に入るのを差止める。当該差止は、申立人及び輸入業者に直ちに通知される。

(b) 当該商品には偽造商標が付されていること、及び、申立てが真実であることを証明するために、税関当局は、機密情報の開示なしに、申立人及び輸入業者が疑義商品に関する十分な検査を行うことを認める。

第 69 条 (a) 申立人に差止命令が通知された後 10 営業日以内に、申立人が事件に関して決定された措置を税関当局に通知することを怠った場合、又は裁判所が商業経路に対して一時的救済を与えることが遅れた場合、留置された商品は解放される。適切な場合、最初の 10 営業日の期間が満了する前に、税関当局の裁量により前記期間はさらに 10 営業日延長可能である。

(b) 商品が腐敗しやすい場合、上記 10 営業日は 3 日間に短縮される。当該 3 日間は延長されない。

第 70 条 輸入業者は、差止命令の通知書を受領した後、管轄裁判所に再審理を行い、当該命令について審尋を受けることを申請することができる。裁判所は、再審査の申請日から 20 営業日を超えない適切な期間内に、差止期間を修正、取り消し、又は維持する。

第 71 条 商品に実際に偽造商標が付されていると裁判所が判断した場合、輸入業者は税関当局に対し、当該商品の留置、破壊または押収のための費用を支払う。税関当局が輸入業者から当該費用を受け取らない場合、申立人は当該費用を負担する義務があり、申立人は輸入業者から費用の弁済を受ける権利を有する。

第 72 条 裁判所が商品に偽造商標が付されていないと判断した場合、申立人は、裁判所により決定された損害賠償額を、不当な差止および一時的な差押えに起因する損害賠償として支払わなければならない。

第 73 条 本章に規定される条項は、商業目的でも、少量の輸入品でもなく、旅行者の個人使用のための商品として輸入業者がもたらされた偽造商標が付された商品に適用しない。

第 74 条 税関当局は、偽造商標を使用したと申立てられた商品に関して、世界税関当局および他国の税関当局と情報を交換したり、協力したりすることができる。

差止命令に関する条項は、2017 年 7 月に同様に発行された著作権法案にも記載されている。著作権法案第 19 章の非公式英語翻訳は、以下のとおりである。

第 19 章

税関当局による著作権の保護

第61条 ミャンマー領域内に、著作権を侵害すると主張する商品が輸入された、輸入されている、または輸入が計画されていることを疑う証拠があれば、規定に従い権利所有者は税関当局に商業流通経路に当該商品の入ることを差止める差止命令を申立てることができる。

第62条 (a) 税関当局は、

1. 第 61 条に基づく申立ての受理または拒絶について、申立ての受理日から 30 営業日を超えない適切な期間内に申立人に通知し、
2. 申立てを審査するために不可欠な情報が完全でない場合、通知書を発した日から 10 営業日以内に追加情報を提供することを申立人に要求する通知書を送付し、申立ての検討を延期し、
3. 申立てを受理する場合、申立人が保証金を提供することを規定することができ、
4. 申立てが拒絶される場合、その理由を明確に提供する。

(b) 第(a)項に基づく措置は、権利所有者がより短い期間を要求しない限り、6月間有効である。

第63条 (a) 第62条に基づく申立てを受理した後、輸入品が著作権を侵害していることを立証する証拠があれば、税関当局は当該輸入品が自由に商業流通経路に入るのを差止める。当該差止は、申立人及び輸入業者に直ちに通知される

(b) 当該商品が著作権を侵害していること、及び、申立てが真実であることを証明するために、税関当局は、機密情報の開示なしに、申立人及び輸入業者が疑義商品に関する十分な検査を行うことを認める。

第64条 (a) 申立人に差止命令が通知された後10営業日以内に、申立人が事件に関して決定された措置を税関当局に通知することを怠った場合、又は裁判所が商業経路に対して一時的に救済を与えることが遅れた場合、留置された商品は解放される。適切な場合、最初の10営業日の期間が満了する前に、税関当局の裁量により前記期間はさらに10営業日延長可能である。

(b) 商品が腐敗しやすい場合、上記10営業日は3日間に短縮される。当該3日間は延長されない。

第65条 輸入業者は、差止命令の通知書を受領した後、管轄裁判所に再審理を行い、当該命令について審尋を受けることを申請することができる。裁判所は、再審査の申請日から20営業日を超えない適切な期間内に、差止期間を修正、取り消し、又は維持する。

第66条 商品に実際に著作権を侵害していると裁判所が判断した場合、輸入業者は税関当局に対し、当該商品の留置、破壊または押収のための費用を支払う。税関当局が輸入業者から当該費用を受け取らない場合、申立人は当該費用を負担する義務があり、申立人は輸入業者から費用の弁済を受ける権利を有する。

第67条 裁判所が商品に著作権を侵害していないと判断した場合、申立人は、裁判所により決定された損害賠償額を、不当な差止および一時的な差押えに起因する損害賠償として支払わなければならない。

第68条 本章に規定される条項は、商業目的でも、少量の輸入品でもなく、旅行者の個人使用のための商品として輸入業者がもたらされた著作権侵害品に適用しない。

第69条 税関当局は、著作権を侵害したと申立てられた商品に関して、世界税関当局および他国の税関当局と情報を交換したり、協力したりすることができる。

商標法案及び著作権法案はいずれも 2017 年 7 月に公表されたものである。

5.2.1.2 税関差止の対象となる知的財産権及びその法的根拠

2015 年改正海上関税法によって改正された 1878 年海上関税法第 18 条は、知的財産権侵害の理由によるミャンマー税関(MCD)の差止は、事件が商標権侵害の場合のみ実施されることを意味している。特許権、著作権、意匠権又は他の知的財産権の侵害に対する条項は存在しない。

上記の通りであるが、これらの法案が可決された場合、商標法案とは別に、著作権法案はまた、ミャンマーでの新しい知的財産の法的枠組みの下、利用される差止命令制度を概説する条項を含む。しかしながら、侵害品は、商業的ではなく、個人的利用のための侵害品は、両法案の下、差止命令の対象ではない。

商標法案及び著作権法案の下、2017 年 7 年に公表された特許法案及び意匠法案は、税関差止命令に関する条項を規定していない。それにもかかわらず、たとえ特許侵害品及び意匠権侵害品がすでに税関での通関手続が済んでいても、特許侵害品及び意匠権侵害品を国内に輸入し、販売することを防止する権利所有者の権利について言及していない。

5.2.1.3 税関差止対象の貨物種別(輸出、輸入、通過)

2015 年改正海上関税法によって改正された 1878 年海上関税法の条項は、輸入品の禁止に対してのみ提供されている。現在、知的財産権侵害に関する国境措置は、輸出品、そして、通過品(トランジット品)に及ばない。

商標法案及び著作権法案における差止命令に関する条項は、同様に、輸出品、そして、通過品(トランジット品)の差止に言及していない。

5.2.2 事前登録制度の概要

5.2.2.1 事前登録制度の有無

ミャンマー税関(MCD)は、2015 年改正海上関税法によって改正された 1878 年海上関税法に基づいて付与された権限で事前登録制度を実施する。ミャンマーにおいて証書登録所(Office of Registration of Deeds)で所有者の宣言書を介して商標権を登録した商標権所有者は、ミャンマー税関(MCD)に自己の権利を登録することができる。

5.2.2.2 事前登録制度がある場合、その法的根拠、登録対象となる知的財産権の種類

ミャンマーにおける実際の現行事前登録制度は、証書登録所に登録された商標権に限定されている。例えば、著作権法、特許権、意匠権等の他の知的財産権に対する税関事前登録制度は存在しない。

上述の通り、商標権はミャンマーにおいて証書登録所に最初に登録されなければならない。これは、商標の区分、(あれば)優先権情報、鮮明な商標の表示、所有者の詳細等(Annexure 1として提供したサンプルを参照のこと)の商標権の詳細を記載し、所有権を宣言することによって行われる。証書登録所での登録プロセスの完了により、登録番号が付与される。また、商標権所有者が、所有権の宣言の登録により、地元の新聞/定期刊行物において警告を公表するのが慣習となっている。所有権の宣言の更新は、強制ではないものの、3年毎に行われる。これは通常、警告の再公表によって行われる。

2015年改正海上関税法によって改正された1878年海上関税法の権限に基づいてミャンマー税関(MCD)によって登録が行われても、ミャンマー税関(MCD)による事前登録制度の執行に関する法令は現在存在しない。ミャンマー税関(MCD)により執行されている現行事前登録制度の下、登録申請は、現地代理人を介してミャンマー税関(MCD)に申請しなければならないと、対象となる商標権はミャンマーにおいて現に使用されてなければならないということが必要である。この点は、販売された商品の現地販売者によって証明される。

5.2.3 税関における知的財産関連法規の問題点

1. 税関における知的財産関連法規の問題点・留意点

ミャンマーにおける知的財産保護の枠組みは、未だ発展途中にあり、改善できることは沢山ある。一般的な問題点及び留意点の幾つかを次に示す。

- ミャンマー税関(MCD)は現在、商標権がミャンマー税関(MCD)に事前登録されたという条件で、商標権を侵害している商品を差止・留置するためのみ権限が与えられている。新しい枠組みの下で、国境措置は著作権法案及び商標法案に対してのみ規定されている。従って、特許権、意匠権、そして他の知的財産権に対する国境措置は未だ対象とされていない。
- ミャンマー税関(MCD)で運営されている現行事前登録制度の下、登録された商標権は現在ミャンマーで使用されていなければならないと、又は、当該商標が付された商品が指定した販売業者を介して国内で現在販売されていなければならないということが不可欠である。このことは、国内で物理的に存在していない権利所有者に、新興国市場における外国企業への制限のために、障害となる。
- 現行事前登録制度ではミャンマー税関(MCD)に税関登録申請を行う手続及び要件に関するガイドラインは存在しない。当該情報は、整理され、まとめられるべきであり、また、ミャンマー税関(MCD)のウェブサイト公表されるべきである。
- 商標法案及び著作権法案において提案された差止命令の枠組みに基づいて、権利所有者は侵害品の積荷を厳重に監視することに前向きにならなければならないと思われる。結果として、さらなる負荷を権利所有者が負うことになる。
- 現在、ミャンマーからの知的財産権侵害品の輸出を規制する明確な条項も、知的財産権侵害品の通過品(トランジット品)を規定する条項も存在しない。

2. 改善要望点

ミャンマー税関(MCD)の業務能力は、ここ数年で改善している。しかしながら、上記1. 税関における知的財産関連法規の問題点・留意点で提起した問題点に結び付けられる次のような改善要望点がある。

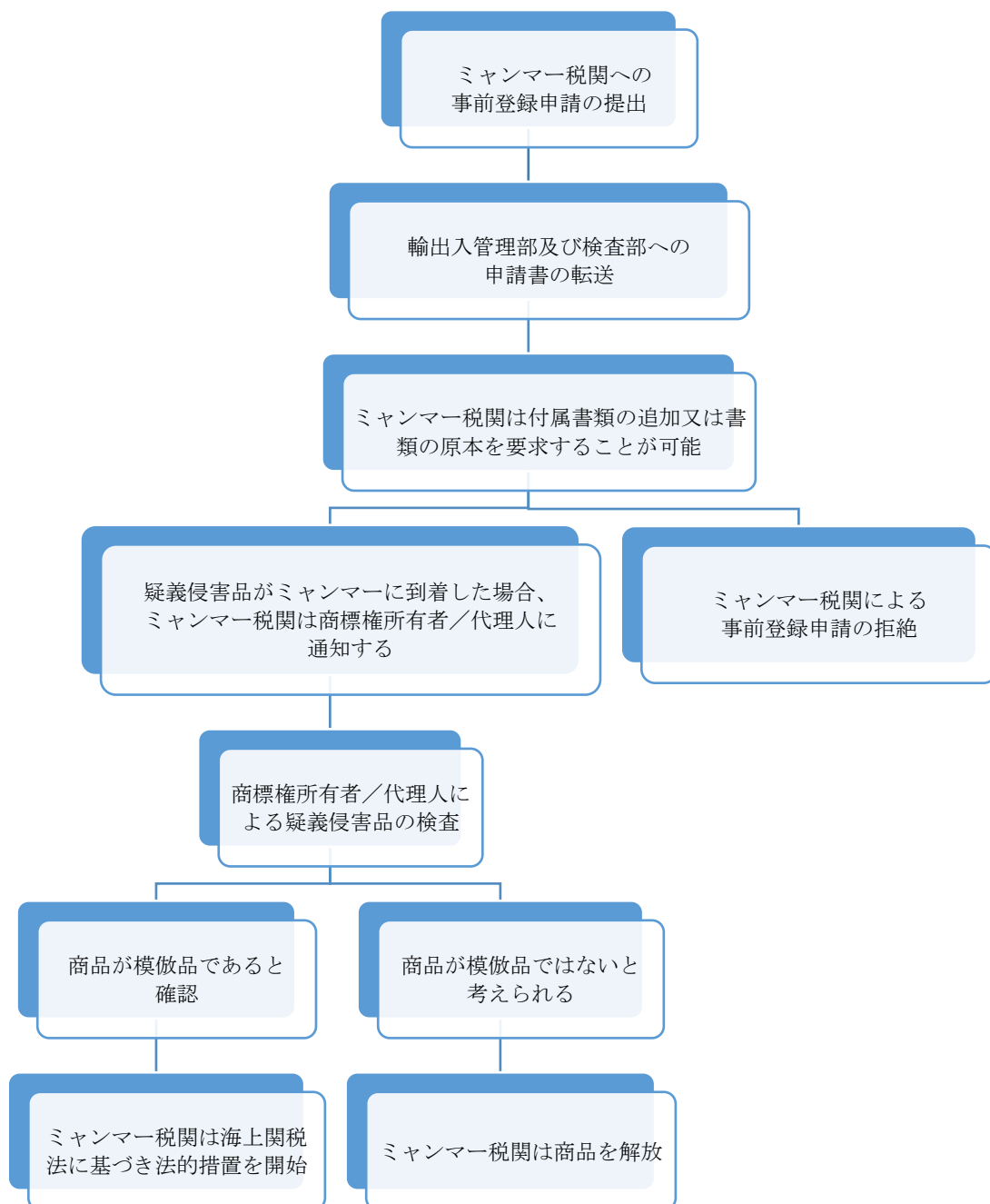
- 国境措置を他の知的財産権に拡張することを検討すること
- 事前登録申請を行う前に、ミャンマーにおいて所定の商標を付した商品が販売できなければならないという必要条件を除くこと
- ミャンマー税関(MCD)のウェブサイト上で利用可能な情報を作成することを含む、ミャンマー税関(MCD)に税関登録申請を行うための手続及び要件に関する明確なガイドラインを公表すること
- 新しい知的財産法が可決された際に、差止命令の枠組みとなる事前登録制度の維持を検討すること

5.3 ミャンマー税関における運用実態

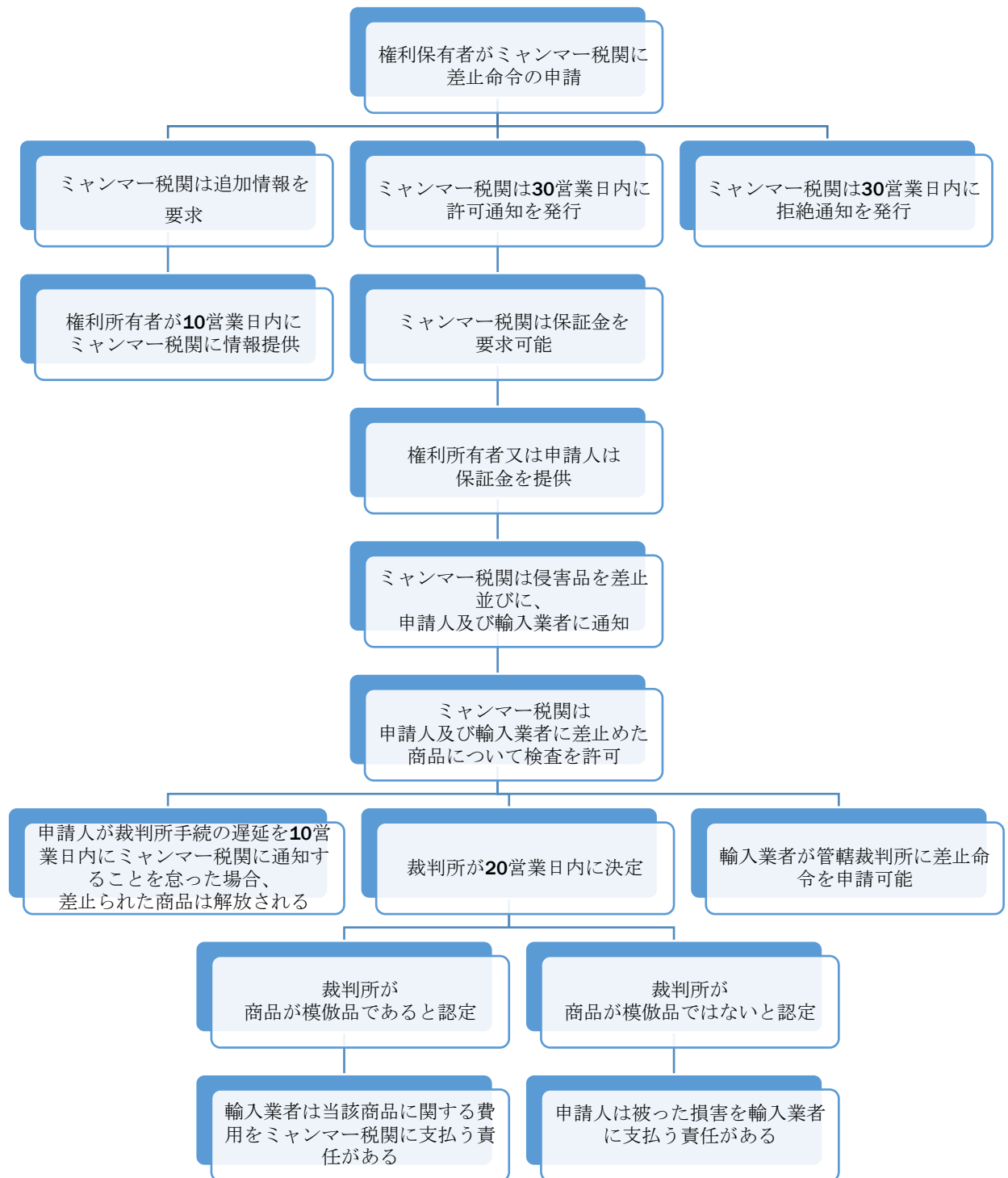
5.3.1 税関による権利侵害品の差止

5.3.1.1 権利侵害疑義製品の発見から廃棄までのフロー

2015年改正海上関税法によって改正された1878年海上関税法に基づいて付与された権限により、ミャンマー税関(MCD)により実施されている事前登録及び差止プロセスを以下のフローチャートに示す。



以下のフローチャートは、商標法案及び著作権法案で付与される権限に従って、ミャンマー税関(MCD)により実施されている差止命令プロセスを以下のフローチャートに示す。



5.3.1.2 権利侵害疑義製品発見の通知とこれに対する権利者側からの回答

以下に示したコメントは、商標法案及び著作権法案の条項に基づいており、また、可決される前に修正される場合もある。

a. 回答期限

ミャンマー税関(MCD)は、権利所有者から差止命令の申請を受領した日から 30 日以内に、判断を権利所有者に通知する。ミャンマー税関(MCD)が追加情報を要求する場合、通知書により権利所有者に要求される。権利所有者は当該要求に回答するために 10 営業日を与えられる。

権利所有者の申立てを受領した後、輸入品が権利所有者の商標権又は著作権を侵害すると考える理由がある場合、ミャンマー税関(MCD)は輸入品を差止め、権利所有者又は代理人に検査及び確認を行うために通知を行う。

権利所有者又は代理人が差止命令の通知を受けた後 10 営業日以内に、当該当事者が、事件を解決するための措置、あるいは、裁判所が商業経路を差止めるために一時的な救済を与えるのを遅れたことについて、ミャンマー税関(MCD)に通知するのを怠った場合、差止められた商品は解放される。ミャンマー税関(MCD)は、さらに 10 営業日までタイムフレームを延長する裁量権を有する。しかしながら、差止められた商品が腐敗しやすい商品である場合、10 営業日の前記期間は 3 営業日に短縮され、当該 3 営業日はその後延長できない。

b. 回答期限の延長は可能か？

腐敗しない商品に関して、ミャンマー税関(MCD)は、裁量で、さらに 10 営業日の延長を認めることができる。しかしながら、腐敗しやすい商品に関しては、延長はされない。

c. 代理人による回答は可能か？

商標法案及び著作権法案では、代理人が権利所有者に代わって通知に回答できるか否か明確には規定していない。しかしながら、現行手続及び両法案で用いられている条項によれば、法的代理人が権利所有者の委任状によって通知に回答できる旨が規定されている。

d. 可能ではない場合、権利者自図から現地に赴く必要があるか？

上記 c 参照。

3. 回答しない場合の不利益

権利所有者が通知に回答しない場合、差止められた商品は解放される。また、ミャンマー税関(MCD)は、この手続で負うすべての費用について権利所有者が支払うことを要求することができる。

5.3.1.3 権利者の義務

商標法案及び著作権法案では、差止命令が受理されると、ミャンマー税関(MCD)は申立人に保証金を提供させる。商標法案及び著作権法案で用いられている条項によれば、保証金は事件ごとに決定される旨が規定されている。

商標法案及び著作権法案は、担保を提供する方法も、必要とされる担保の金額に関する詳細についても規定していない。そのため、詳細については、両法案が可決され、施行されるまで待つ必要がある。

5.3.1.4 税関の権限

5.3.1.4.1 知的財産権侵害品の捜査権限の内容

1. 差止、押収は税関の権限で可能か？

海上関税法、商標法案及び著作権法において、ミャンマー税関(MCD)は知的財産権侵害品を差止／押収することができる。

2. 知的財産権侵害品の差止／押収のために、検察庁に事件を移送後、刑事訴訟を経る必要があるか？

知的財産権侵害品の差止では、ミャンマー税関(MCD)は、裁判官又は弁護士 の薦めに従い、刑事訴訟を提起することができる。

3. 訴訟費用の負担者は権利所有者か？

現在、費用を決定する法令も、公開された判例もない。

しかしながら、商標法案及び著作権法案には関連条項が存在する。商標法案及び著作権法案によれば、差止められた商品が模倣品であると裁判所が判断した場合、輸入業者は、当該商品を留置、破壊、又は差止のためにミャンマー税関(MCD)で負担する費用を負うことになる。ミャンマー税関(MCD)が輸入業者から当該費用を受け取らなかった場合、権利所有者は当該費用を負担し、輸入業者から当該費用を回収することになる。一方、当該商品が偽造商標を付していないと裁判所が判断した場合、当該商品を間違っ て差止そして一時的に留置したことから生じた損害に対して、権利所有者は輸入業者に裁判所により決められた損害賠償を支払わなければならない。

4. 訴訟費用の負担以外にも権利所有者の義務として発生するものはあるか？

上記参照。

5.3.1.4.2 知的財産権侵害品であると判断された場合の税関または検察庁の措置内容

侵害者は罰金及び損害賠償を支払わなければならない。また、差止められた商品は、ミャンマー税関(MCD)により破壊される。

5.3.1.5 税関の知的財産権侵害品に係る取締に資する情報

1. 税関の知的財産権侵害品に係る取締に資する情報(マニュアル、ホワイトリスト、ブラックリスト等)

ミャンマー税関(MCD)による知的財産権侵害品に係る取締に関する利用可能な情報は存在しない。問合わせたところ、ミャンマー税関(MCD)は知的財産権侵害品を検査するための公式の真贋判定マニュアルを有していなかった。ミャンマー税関(MCD)は、ブランド所有者によって提供された真贋判定マニュアルと、当該ブランド所有者によってミャンマー税関(MCD)の税関職員に対する研修とに頼っている。現在、ミャンマー税関(MCD)は、公に利用可能な税関取締に関するホワイトリストもブラックリストも有していない。

2. 提出方法

上記参照。

3. 提出先

上記参照。

5.3.1.6 知的財産権侵害品の差止事例

ミャンマーでは、知的財産権侵害事件はほとんど訴訟を起こされていない。ミャンマー税関(MCD)に問合せたところ、ミャンマー税関(MCD)が扱う多くの知的財産権関連のエンフォースメント事件が模倣品及び並行輸入品に関するものであることが分かった。

ミャンマー税関(MCD)により開示された2件の事件を以下に示す。

A 社のミシン

本事件は、A社のA1という商標で製造されているミシンに関するものである。2012年、ミャンマー税関(MCD)は、インドからの商標A1を付したミシンの模倣品を差止めた。ミャンマー税関(MCD)の記録は、税関内の記録保管規約に従い破棄され、事件はミャンマー警察(Myanmar Police Force)に移管されていた。引き続き起こされる刑事訴追の公式な記録は存在しない。

B 社の腕時計

2017年4月、ミャンマー税関(MCD)のB社の商標権の登録に従い、ミャンマー税関(MCD)は、B社の腕時計の模倣品を差止めた。しかしながら、ミャンマー税関(MCD)は積荷の発荷主も着荷主も追跡することができず、刑事訴追は行われなかった。結果として、ミャンマー税関(MCD)はすべての差止められた腕時計の模倣品を破壊した。

5.3.2 知的財産権の事前登録

ミャンマー税関(MCD)は、国境措置のための、権利所有者による商標権の事前登録を受理する。しかしながら、商標権に対して、所有権の宣言によって、証書登録所に登録されていることを要求する。現在、ミャンマー税関(MCD)は、公衆がアクセス可能な登録された商標のデータベースを有していない。また、第三者により行われた商標登録に対して異議申立てを行うことはできない。

5.3.2.1 事前登録方法、登録機関

登録申請は、ミャンマー税関(MCD)の輸出入課及び検査課の課長によって精査される。申請の合格により、登録の通知が申請人に発行され、あるいは、ミャンマー税関(MCD)が申請書のカバーレターの上に承認印を押印する。決まった手続は存在しない。ミャンマー税関(MCD)は、商品を審査するために、模倣品と疑われる商品がミャンマーに入国する様々な場所に到着した場合はいつでも、商標権所有者／委任代理人に通知する。模倣品の確認により、2015年改正海上関税法によって改正された1878年海上関税法第18条(d)に基づいて、税関は法律行為を開始する。

5.3.2.2 登録のための必要書類

現行手続では、次の書類及び情報をミャンマー税関(MCD)に事前登録申請書を行う際に提供しなければならない。

1. (公証及びミャンマー大使館で認証された)権利所有者の委任状

2. ミャンマー税関へのカバーレター (Annexure 2 として提供したサンプルを参照のこと)
3. (公証及び権利所有者が住む国のミャンマー大使館で認証された) 現地販売業者と権利所有者との間の契約／販売契約の写し
4. (公証及びミャンマー大使館で認証された) 商標権の所有権の宣言書の写し
5. (公証及びミャンマー大使館で認証された) 新聞／定期刊行物で公表された警告の写し
6. ミャンマー国内及び国外での最初の使用の日付
7. 商品説明及び鮮明な商標表示
8. 模倣品及び真正品の真贋判定の説明

ミャンマー税関(MCD)の職員は時々、公証及び認証された上記写しに加えて、契約／販売契約の原本、または商標権の所有者の宣言書の原本を要求する。また、ミャンマー税関(MCD)は、裁量で、さらなる補充資料を要求することができる。現在、申請がミャンマー税関(MCD)で受理されない場合、利用できる正式に訴える手続は存在しない。

ミャンマーにおける新しい知的財産の枠組みの下、差止命令制度に関する詳細な情報は存在しない。

5.3.2.3 登録までに要する時間・費用

現行制度での事前登録手続が完了するまでの平均的時間は、2 週間から 4 週間である。支払わなければならない費用は存在しない。代理人費用は、指定した代理人又は法律事務所により異なる。

ミャンマーにおける新しい知的財産の枠組みの下、差止命令制度に関する詳細な情報は存在しない。

5.3.2.4 登録の有効期間、更新時期、更新方法、更新費用

ミャンマー税関(MCD)で管理されている現行登録制度では、受理された登録は永久的に有効であり、更新の必要はない。従って、支払うべき更新費用は存在しない。しかしながら、登録制度がミャンマーの新しい知的財産法の法令で存続するか否かは不明である。

申請人が短い有効期間を要求しなければ、商標法案及び著作権法案で規定された差止命令は 6 月間有効である。現時点では、更新方法及び更新費用に関する情報は存在しない。

5.3.3 税関における運用実態の問題点

1. 日系企業にとっての問題点・留意点

ミャンマー税関(MCD)は現地企業、日系企業、他の国際企業を区別しないので、日系企業が特別に考慮する必要がある問題点及び留意点は存在しない。日系企業はミャンマーにおいて知的財産権の行使に関して最も積極的な権利所有者であると言われている。過去には、JETRO を通じて、多くの日系企業のブランドがミャンマー税関(MCD)の職員に対して税関措置に関する研修を開催した。

しかしながら、日系企業がミャンマー製品(商品)の専門家を任命することが好ましい。個人が、商品販売経路及び真正品の判定方法を検査し、説明できるようにすべきである。ミャンマー語を話す

ことができることは、多大な利点になるであろう。また、これにより、企業とミャンマー税関(MCD)の職員の間関係を構築するのに有益である。

また、日系企業にとって、ミャンマー税関(MCD)の職員に定期的に研修を開催することは賢明である。これにより、ミャンマー税関(MCD)の職員が商品に慣れ親しみ、そして、真正品と模倣品とを区別する能力を向上させることができる。

2. 税関への改善要望

現在、ミャンマー税関(MCD)は、模倣品の輸入に対する措置を講じるために、ミャンマーに入国する真正品の販売／輸入の証明書を要求する。この要求は、多くのブランド所有者が税関登録を介して侵害者に対する権利行使を行うことを困難にさせている。ミャンマーの法令制度は大きく変化している最中であり、外国人及び外国企業の参画が制限されて貿易地域がある。結果として、当該地域に現地指定販売者を有さず、外国企業が合法的に自身の商品を販売可能にする方法は存在しない。ミャンマー税関(MCD)は、外国企業であるブランド所有者の知的財産権の効果的な行使を可能にするために、当該制度を改正することを検討することができる。

また、ミャンマー税関(MCD)が登録申請を受理した際の現行の要件を整理することを提案する。

現在、新しい商標法の施行により、ミャンマー税関(MCD)での商標登録制度がやめるか否かは不明である。ミャンマー税関(MCD)は、新しい商標法の下、当該制度、そして並行して、差止命令制度を維持する可能性を探るべきである。